

「海外出願支援事業」募集のご案内

福井県内の中小企業が行う特許等知的財産の外国出願を支援します

公益財団法人ふくい産業支援センターでは、令和7年度海外出願支援事業に関する補助対象企業の募集を、下記のとおり行います。

海外出願支援事業は福井県内の中小企業等が行う外国での戦略的な特許等知的財産の出願を支援するため、それに要する費用の一部を補助する事業です。

1. 募集期間

令和7年5月12日（月）～6月13日（金）

2. 支援対象出願

特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標の外国特許庁への出願

3. 支援対象者

福井県内に本社を置く中小企業（個人事業者、事業協同組合含む、ただし、みなし大企業は除く）
※地域団体商標については、商工会・商工会議所、NPO法人も対象

4. 支援内容

補助対象経費	①外国特許庁への出願に要する経費 ②外国特許庁へ出願するための現地代理人に要する経費 ③外国特許庁へ出願するための国内代理人に要する経費 ④外国特許庁へ出願するための翻訳に要する経費
補助率	補助対象経費の1/2以内（1出願当たりの補助金額上限は、特許出願150万円、実用新案・意匠・商標登録出願60万円、冒認対策商標出願30万円。1企業に対する1会計年度内の補助金交付総額は、上限300万円）

5. 支援期間

交付決定日から令和8年1月16日まで

6. 支援要件

- ① 補助対象経費のうち、令和8年1月16日までに外国特許庁への出願または指定国への移行および経費の支払いが完了したものが補助対象になります。
- ② 実績報告書の添付資料に、外国特許庁への出願（PCT出願の指定国への移行を含む）が完了したことを証する書類等（出願書類、送金伝票など）の写しがない場合には補助対象とはなりません。
- ③ 補助金は、実績報告書を提出し、確定検査を行った後にお支払い（精算払）することになります。
- ④ 事業完了後5年間の状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）に協力していただきます。

■本件に関するお問い合わせ先■

公益財団法人 ふくい産業支援センター オープンイノベーション推進部 プロジェクト推進室 嶋田
電話：0776-55-1555 / F A X：0776-55-1878